

令和6年度 児童相談所における児童虐待相談への対応状況（宮崎県）

1 児童虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11	<121.4%> 1,379	<141.6%> 1,953	<96.4%> 1,883	<97.9%> 1,843	<109.5%> 2,019	<88.7%> 1,791	<110.9%> 1,987

（注）上段< >内は、対前年度比である。

（参考）全国の虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,101	<119.5%> 159,838	<121.2%> 193,780	<105.8%> 205,044	<101.3%> 207,660	<103.5%> 214,843	<105.0%> 225,509	未公表

（注）上段< >内は、対前年度比である。

2 虐待の経路別相談件数

（注）上段（ ）内は、構成比である。3以下についても同様。

総数	家 族							親戚	近隣 知人	児 童 本人	児 童 委員	警 察 等
	虐待者本人			虐待者以外			計					
	父親	母親	その他	父親	母親	その他						
(100%) 1,987	(0.0%) 0	(1.2%) 23	(0.1%) 2	(0.6%) 12	(1.0%) 20	(0.8%) 16	(3.7%) 73	(1.7%) 34	(11.7%) 232	(0.8%) 15	(0.1%) 1	(44.8%) 890

都道府県		市町村			保健所	医療 機関	児童福祉施設等		学校等		その他
児童 相談所	その他	福祉事 務所	保健セ ンター	その他			保育所	その他	学校	その他	
(6.1%) 122	(0.2%) 3	(12.3%) 244	(0.0%) 0	(1.3%) 26	(0.0%) 0	(1.5%) 29	(0.5%) 10	(0.3%) 6	(12.0%) 238	(0.4%) 7	(2.9%) 57

都道府県の「その他」は、福祉事務所など。

市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。

学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

「その他」は、匿名による電話やメールなど。

3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
令和6年度	(100.0%) 1,987	(26.2%) 521	(1.2%) 23	(17.7%) 351	(55.0%) 1,092
（参考） 令和5年度	(100.0%) 1,791	(22.8%) 408	(2.1%) 37	(16.1%) 289	(59.0%) 1,057

（虐待の定義）

身 体 的 虐 待 ： 殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

性 的 虐 待 ： 子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

保護の怠慢、拒否： 食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

心 理 的 虐 待 ： 言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

4 主たる虐待者

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
(100.0%) 1,987	(41.6%) 826	(8.1%) 160	(46.6%) 925	(0.6%) 11	(3.3%) 65

（注）「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、おじおばなど

5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
(100.0%) 1,987	(17.3%) 344	(24.3%) 483	(38.2%) 759	(14.6%) 290	(5.6%) 111

（上記1～5の数値は、「福祉行政報告例（統計法に基づく一般統計調査）」で厚生労働省に報告したものである。）